

## 第4節 各種届出書

### 1 譲渡又は引渡届

法第11条第6項の規定による譲渡又は引渡届は、次によること。

#### (1) 譲渡又は引渡の意義

ア 譲渡とは、贈与、売買等債権契約により所有権を移転することをいう。

イ 引渡とは、競売、競落、賃貸借、相続、合併その他法律関係の有無を問わず、施設の占有権又は処分権が移動することをいう。

ウ 運用委託契約では、所有権は、委託者に留保され管理運営のみを受託者に行わせることとなるが、この場合は、譲渡又は引渡に該当しない。

エ 次の事（ア）及び（イ）のいずれも、法第11条第6項に規定する引渡（以下「引渡」という。）に該当しない。

なお、引渡としての設置者の地位の承継は、当該危険物施設を変更する権限の移動の有無がその主要な判断要素と考えられるものである。（S. 58. 11. 17 消防危第119号質疑）

（ア）油槽所運営委託契約書に基づき契約を締結した場合

（契約の内容）

輸送所の運営管理を委託するもので施設の所有権は移転していない。

（イ）給油所賃貸借契約書に基づき契約を締結した場合

（契約の内容）

給油所の設備一切を賃借し石油製品等の販売及びこれに付帯する業務のために使用するものでこの設備に係る所有権は移転していない。

#### (2) 譲渡又は引渡届出書の記載方法及び添付図書等

ア 届出書は、第1節5の例によること。

イ 届出書には、次のような譲渡又は引渡を証明する書類を添付すること。

（ア）譲渡又は引渡の登記の写し

（イ）譲渡人又は引渡人の発行した証明書（当事者の連名によるもの。）

### 2 品名、数量又は指定数量の倍数変更届

法第11条の4の規定による品名、数量又は指定数量の倍数変更は、次によること。

#### (1) 品名、数量又は指定数量の倍数変更届の対象

製造所等において貯蔵し、又は取り扱う危険物の品名（特定事業所にあつては化学名を含む。）、数量又は指定数量の倍数変更届は、次に該当する場合に限り受理することができる。

ア 品名、数量又は倍数を変更しても位置、構造及び設備の変更を伴わないとき。

イ 品名、数量又は倍数を変更しても法第10条第3項に規定する技術上の基準に適合するとき。

ウ 品名、数量又は倍数を変更しても現に許可を受けている製造所等の保有空地の増大を要しないとき。

なお、保有空地が増大する場合は、変更許可の対象となるものであること。

#### (2) 届出書の記載方法及び添付図書等

ア 届出書は、第1節5の例によること。

イ 貯蔵し、又は取り扱う危険物の種類が多数ある場合は、別紙に危険物の類、品名、最大数量及び倍数を変更前、変更後として記載した書類を添付すること。

### 3 廃止届

法第12条の6の規定による廃止届は、次によること。

(1) 廃止届は、製造所等の用途が廃止され、又は、災害等により損壊し使用不能となった場合及び製造所等の区分を変更した場合に届け出ること。

(2) 瀬戸内市が許可した移動タンク貯蔵所の廃止届には、当該移動タンク貯蔵所の設置又は変更に係わる最新の完成検査済証及びタンク検査済証の副本を添付することとし、その他の製造所等の廃止届には、最新の完成検査済証を添付すること。

ただし、正当な理由があり完成検査済証等を提出できない場合には、その旨を記載した理由書(紛失届)を添付すること。

(3) 廃止届を受理する段階では、当該製造所等に危険物が存置してはならないこと。

(4) 危険物施設及びその類似施設の解体作業及び廃油等の運搬・処理について、関係者及び処理業者等は、下記事項に留意すること。(H. 11. 11. 8 消防危第103号通知)

ア 危険物施設の解体作業を行う際には、タンク等の洗浄等を十分に行った上で、危険物や可燃性蒸気が存在しないこと、その他安全を十分に確認してから解体作業を開始すること。

イ 危険物である廃油等の処理を処理業者に委託する場合には、当該処理業者にその廃油等の名称、性状及び安全な取扱い方法に関する情報を提供すること。

ウ 危険物である廃油等を運搬及び処理する場合には、反応するおそれのある物質等との混合を避ける等、安全に十分留意すること。

(5) 廃止タンクは、撤去を原則とするが、やむを得ず廃止タンクを埋設した状態にしておく場合は、水又は砂をタンク内に完全に充填すること。

(安全対策指導H. 3. 7. 11 消防危第78号通知)

(6) 「残存危険物の処理」の欄には、火災・爆発等の事故防止のため危険物施設内に可燃性混合気が滞留しない状態とする等の処理の方法について記載すること。

(H. 17. 1. 14 消防危第14号通知)

#### 4 危険物保安統括管理者選任・解任届

法第12条の7の規定による危険物保安統括管理者の選任・解任届は、次によること。

(1) 選任及び解任を同時に行う場合は、1の様式で届出をすることができるものであること。

(2) 危険物保安統括管理者は、当該事業所の所長、工場長等管理監督的な地位にある者をいうものであること。(S. 51. 7. 8 消防危第22号通知)

#### 5 危険物保安監督者選任・解任届

法第13条第2項に規定する危険物保安監督者の選任・解任届は、次の事項に留意すること。

(1) 選任及び解任を同時に行う場合は、1の様式で届出をすることができるものであること。

(2) 2以上の製造所等の危険物保安監督者の選任・解任の届出は、所定の記載欄に「別紙」と記載し、所定欄に記載すべき事項をまとめたものを添付してさしつかえないものであること。

(3) 選任届出書には、危険物取扱者免状の写し及び実務経験を証明する書類を添えること。ただし、危険物取扱者免状の写しについて、照合等により確認できる場合は、省略することができる。

(4) 危険物保安監督者の被選任要件とされている6箇月以上の実務経験は、法第11条第1項の規定に基づいて設置された製造所等における6箇月以上の危険物の取扱いの実務経験を有していればよく、危険物取扱者免状の交付を受けた後における実務経験のみに限られるものではないこと。

(H. 1. 7. 4 消防危第64号質疑)

(5) 実務経験を証明する書類の様式は、規則第48条の2に定める様式第20の2号によること。

(6) 廃止届を提出した場合にあっては、その施設に係る危険物保安監督者の解任届は提出不要とする。

## 6 工事整備対象設備等着工届出書

(H5.10.26 消防危第81号通知)

法第17条の14に規定に基づく消防用設備等の着工届については、下記のとおり運用すること。

### (1) 届出の単位

届出は、製造所、貯蔵所若しくは取扱所を設置する事業所ごとに行ってさし支えないもの。

### (2) 添付図書

付近見取図、製造所等の概要表、消火設備及び警報設備の概要表、平面図、断面図、配管系統図、配線系統図及び展開図、計算書、使用機器図。

### (3) 留意事項

ア 添付する書類については、届出者に過度の負担となるような図書の添付を要求しないこと。

イ 消防同意の際に消防用設備等の設計に関する図書が提出されているなど、既に消防機関において保有している場合にあつては、当該図書をもって着工届出書の添付図書に代えることとして差し支えないもの。

ウ 製造所等に設置されている消防用設備等に係る着工の届出については、製造所等の設置又は変更の許可申請において、既に(2)に掲げる添付図書と同一の図書が提出されている場合には、当該添付図書を着工届出書に添付しないこととして差し支えないこと。

## 7 火気使用の工事等の届出

市規則第12条の規定による届は、次によること。

(1) 設置・変更許可申請にかかるものを除く工事若しくは作業において、裸火又は溶接・溶断の火気若しくは高温体を伴う器具(火気使用器具等)を使用する場合。

(2) 届出書の添付図書

製造所等における火気使用器具の使用場所及びその状況等の資料。

## 8 危険物の非定常作業の届出

市規則第14条の規定による届は、次によること。

(1) 製造所等においてする危険物の貯蔵又は取扱いで、維持管理を目的とするものについて、定常の内容の作業を除き、タンクの危険物の抜取り若しくは清掃等又は配管若しくは設備機器等の危険物若しくは可燃性蒸気の発生を伴う分解作業等をする場合で特に必要があると認められる場合。

(2) 届出の添付図書

製造所等においてする危険物の非定常作業の場所及びその周囲の状況等の資料。

## 9 製造所等に係る届出

市規則第15条の規定による関係届は、次によること。

(1) 関係届の対象

関係届の対象は次に掲げる事項とする。

ア 設置者の住所又は氏名(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)又は製造所の設置場所若しくは常置場所の地名若しくは地番に変更が生じた場合。

イ 貯蔵所において、省令第38条の4の規定による危険物以外の物品を貯蔵する場合、又は変更若しくは取りやめた場合。

ウ 製造所等の位置・構造・設備の軽微な変更、危険物の貯蔵・取扱い又はその他必要な事項について資料の提出を指示した場合。

エ 申請の取下げ・許可の撤回をする場合。

(2) 軽微な変更の範囲

(1) ウに定める軽微な変更の範囲は、執務資料編6「製造所等における変更工事の取扱い」によること。

(3) 届出書の記載方法及び添付図書等

ア 製造所等に変更する部分の関係図書を添付すること。

イ 申請の取下げ・許可の撤回については第1節6によること。

## 10 休止届・再開届

市規則第16条の規定による休止届・再開届は、次の事項に留意すること。

(1) 休止期間中の製造所等には、危険物は存在しないものであること。

(2) 休止する場合は、不活性ガス等での置換、他施設との連絡配管の取外し、又は仕切板等による縁切りを完全に行うこと。

(3) 休止期間中においても定期的に点検を行い、火災予防上の安全性を確保すること。

## 11 危険物に係る事故の届出

市規則第22条の規定による届は次によること。

(1) 仮貯蔵等、製造所等、危険物の運搬中又はその他の指定数量以上の危険物に係るもので次に掲げる事態が発生した場合に届け出るもの。

ア 発火

イ 爆発

ウ 火災

エ 危険物の漏えい（漏れ、溢れ、飛散、流出又は噴出等）

オ 構造等技術基準に係る部分の破損（亀裂、損傷、破壊等）

カ 前各号に掲げるもののほか、災害に関するもの

## 12 地下貯蔵タンク等の在庫の管理及び危険物の漏洩時の措置に関する計画届出書について

(H16.3.18消防危第33号通知)

改正省令附則第3項第2号（平成15年12月17日）に定める在庫管理等についての計画届については、次の内容とする。

ア 在庫管理に係る従業者の職務・組織

イ 在庫管理に係る従事者の教育

ウ 在庫管理の方法

エ 危険物の漏れが確認された場合に取りべき措置

オ その他必要な事項